

建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築士法施行令の一部改正

(第一条関係)

延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等に係る情報通信の技術を利用する方法を定める等所要の改正を行うものとする。

第二 建築基準法施行令の一部改正

(第二条関係)

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法施行令について所要の改正を行うものとする。

第三 この政令は、平成二十七年六月二十五日から施行するものとする。

(附則関係)